3 融資・助成制度

(1)農林水産業従事者への融資制度

今回の災害により影響を受けられた農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む方を対象に、公庫資金の融資 や返済に関する相談が受けられます。

資金名	資金の使途 (*1)	融資限度額	返済期間(据置期間)	利 率 (*2)
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁 業施設の被害の復旧に必 要な資金	負担額の80%または1施 設当たり300万円(特例1 施設当たり600万円(*3)) のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.65% 以内
農 林 漁 業 セ ーフ ティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上や 所得の減少など、一定の 要件を満たす農林漁業者 の方が、経営の安定を図 るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認 (*4)】 年間経営費等の 12 分の3 以内	10年以内 (3年以内)	0.35% 以内

- *1 災害を原因として、これらの資金を利用される場合は、「り災証明書」が必要です。
- *2 利率は、平成27年8月26日現在のもので、金利情勢により変動します。
- *3 融資限度額を引き上げなければ、当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。
- *4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模などから融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

【相談窓口】

日本政策金融公庫 ①農業 鹿児島支店 ■ 099-805-0512

②林業・水産業 熊本支店 **1** 096-353-3108

北さつま農業協同組合 本 所 **1** 53-1123 川内総合支所 27-0134

(2) 生活福祉資金貸付制度 【相談窓口】社会福祉協議会本所(四22-2355) または各支所 被災された方で、一定の要件を満たす場合、住宅資金や災害援護資金の貸付が受けられます。

(3) 災害り災者援護措置制度 【相談窓口】障害・社会福祉課 社会福祉G (内線2171)

被災された方で、一定の要件(住宅の全壊・半壊・流失および床上浸水)を満たす場合、見舞金および援護物資 などが支給されます。

4 り災証明書の発行 【相談窓口】 障害・社会福祉課 社会福祉G (内線2171)

災害により、住宅などに被害を受けた方が、保険金の請求や融資などの手続きで必要な場合に「り災証明書」を 発行します。

5 水害時の住宅などの消毒 【相談窓口】市民健康課 予防G(Ⅲ 22-8811)

災害により、住宅などが床上または床下浸水の被害を受けたときには、防疫のための消毒を実施します。

6 そのほかの制度

(1) 市営住宅への入居 【相談窓口】建築住宅課 住宅管理G(内線3613)

災害により、居住することが危険と判断される場合で、市営住宅への入居を希望される方には、一定の条件で認 めます。

(6) 第1号被保険者(65歳以上)に係る介護保険料の減免

【相談窓口】高齢·介護福祉課 介護指導G(内線2621)

災害により自己所有(配偶者および扶養親族を含む)の住宅、または日常使用している家財の損害が10分の3以 上で、そのほか一定の要件を満たす方について適用されます。また、利用者負担額の減額・免除も受けられます。

(7) 市立幼稚園保育料の減免 【相談窓口】学校教育課 学事G(内線5351)

災害により、幼稚園保育料の納入が困難と認められた場合に適用されます。

2 災害復旧などの補助

○特別災害復旧補助制度

公共災害復旧事業などの対象とならない民有地について、農地や住宅などの土砂・がれきなどの除去や埋め戻し の工事をする場合、その経費の一部を補助します。

補助金の区分	対象者	補助額	備考
自治公民館等敷地 の崩土等除去	自治公民館な どの管理者	崩土などの除去に要する工事費が ① 75,000 円未満の場合 → 25,000 円を控除した額 ② 75,000 円以上 300,000 円以下の場合	隣接地などから流入し、 または隣接地などへ流出 した土砂・がれき・倒木
宅地に係る民有地の崩土等除去	所有者または借地権者	→工事費の3分の2の額 *①・②については、千円未満切り捨て ③300,000円を超える場合 →200,000円(上限)	(樹木)などの除去、また は埋め戻しを行うための 工事
農地に係る災害復旧	所有者または受益者	崩土などの除去または農地の復旧に要する工事費が ① 75,000 円未満の場合 → 25,000 円を控除した額 ② 75,000 円以上 400,000 円未満の場合 →工事費の 3 分の 2 の額 *①・②については、千円未満切り捨て ③ 400,000 円以上の場合 → 267,000 円(上限)	崩土除去や流失した農地の埋め戻しなどの農地としての機能を復旧するための工事
共同墓地の崩土等除去または敷地復旧	共同墓地の 管理者また はこれに準 ずる者	崩土などの除去または敷地復旧に要する 工事費が 10 万円以上の場合で、 ① 4,000,000 円以下の場合 →工事費の 2 分の 1 の額 *千円未満切り捨て ② 4,000,000 円を超える場合 → 2,000,000 円(上限)	災害を受けた土地の復旧 工事。ただし、共同墓地 は、5世帯以上のものに 限る
共同墓地の崩壊に よる墓石または墳 墓式納骨堂の移設 のための土地等の 取得	墓石・納骨 堂の所有者	土地の取得費が ① 200,000 円以下の場合 →取得費の 2 分の 1 の額 *千円未満切り捨て ② 200,000 円を超える場合 → 100,000 円(上限)	5世帯以上の共同墓地における墓石、または墳墓式納骨堂に係るものに限る

【相談窓口】*自治公民館などに関すること=コミュニティ課 コミュニティ・生涯学習G(内線4614)

*宅地に関すること=建設維持課 建設維持G(内線3333)

*農地に関すること=耕地課

施設維持G(内線4421)

*共同墓地に関すること=環境課 生活環境G(内線2741)